

保育施設等の利用に関する確認票（同意書）

申込書類について ↓確認したら☑を入れてください。

1		申込の内容や勤務証明書等の内容が事実と異なる場合、申込や内定を取り消す場合があります。
2		自営業申立書提出の際、後日勤務内容の確認を行う場合があります。その際、保育の要件を満たしていないと判断された場合、退所となります。
3		求職中の場合は3ヶ月以内に就労しなければ退所となります。 就労が決まり次第、勤務証明書を提出してください。
4		保育所に入所後に、支給認定の要件に変更が生じた場合、1ヶ月以内に福祉係に「支給認定変更申請書」及び保育が必要な書類の提出をお願いします。提出がない場合、その時点で退所となります。 ※支給認定の要件に変更が生じる場合 ・第2子などの妊娠した場合、分娩予定月の3ヶ月前までに変更届と母子手帳の提出をお願いします。 ・職場が変わった、職場を辞めた場合 ・ケガや入院などで長期入院となった場合

希望施設について

5		統合保育所0歳から2歳クラスに入所した場合、3歳児クラスから3カ所の認定こども園へ転所申込が必要になります。
---	--	--

※入所申込時点で倶知安町に住民票がなく、転入予定の場合

6		入所希望月の初日までに倶知安町へ転入し、転入届を提出します。
7		内定後に、入所希望月の初日までに転入手続が済んでいない場合、内定取り消しとなっても異議はありません。

申込案内全般

8		保育料は前期（4月分～8月分）と後期（9月分～3月分）の2回決定されます。
9		入所選考については、提出された保育の必要性を確認する書類により町が定める基準に基づき選考します。必ずしも第1希望施設に決定するとは限りません。
10		保育施設等利用のご案内を読み、理解したものとして対応します。

倶知安町長 様

保育施設等の入所確認項目について、全て同意します。

（署名欄） 令和 年 月 日

住 所 倶知安町 _____

保護者氏名 _____ (印)